第 104 回電気用品調査委員会
2019 年 3 月 27 日
資料 No.6-1

平成 31（2019）年度電気用品調査委員会事業計画（案）

平成 31（2019）年 3 月 27 日

電気用品調査委員会
事務局

2019 年 4 月の改元にあたり、年度および日付表記については、移行期を考慮して「平成 31 年度」は当面西暦年度と併記する（例：「平成 31（2019）年度」）。2019 年 4 月以降の年度表記は原則元号は使わず「2019 年度」とする。2019 年 4 月以降の日付は西暦表記とする。

１．基本的な方針

電気用品調査委員会（以下，調査委員会という。）は，民間が自主的に運営する公正性，中立性のある組織として，わが国の電気製品・設備に関する規格・基準に，民間の技術的知識，経験等を迅速に反映すること，及び民間規格・基準の活用を推進することにより，わが国の電気製品・設備の安全を確保し，電気用品による危険及び障害を防止することを目的としている。

平成 26（2014）年 1 月に施行された性能規定化に伴う電気用品の技術上の基準を定める省令（以下「省令」という）の改正に伴い電気用品に対する仕様規定は省令の解釈（以下，「解釈」という。）へ移行した。

また，平成 26（2014)年 1 月 6 日付けで「整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化」の審議官通達が経産省より出され，この中で「整合規格の提案者の要件」が明確にされた。

この省令改正を受けて，調査委員会は，IEC 等の国際規格との整合性を図り JIS 化した規格の解釈別表第十二への整合規格の採用を要望する整合規格の提案者として活動している。

平成 31（2019)年度は，引き続き IEC 規格等の国際規格と整合を図った JIS 規格及び日本独自の電気用品に関する基準を規格化した JIS 規格を整合規格として国へ整合規格としての採用の提案を行う。

また，事故事例調査等の調査研究活動を継続し，省令又は解釈等の改正が必要な場合には国に対し解釈の改正要望を行うとともに，調査委員会参加団体からの「電気用品の技術基準の解説」への解説改定又は追加要望について，当該解説の見直しを検討し，技術基準の理解を促進する活動を行う。

２．委員会の活動

電気用品調査委員会の体制を図 1 に示す。また，調査委員会及び各部会における平成 31 年度の主な活動予定内容を以下に記す。

2.1　電気用品調査委員会（年 3 回の開催を予定）

電気用品調査委員会は年 3 回の開催とし，開催時期は，7 月，11 月，及び 3 月を予定する。

7 月の調査委員会では平成 30（2018)年度の事業報告／決算及び IEC 等の国際規格との整合性を図り JIS 化した規格の解釈別表第十二への採用に係わる審議等を行う。11 月の調査委員会では，各部会からの活動の中間報告，及び各部会で検討が終了した案件の審議を行う。来年 3 月の調査委員会では，2020 年度の事業計画及び予算の審議を行う。

また各回の調査委員会では，製品・設備毎小委員会の活動状況の報告を合わせて行う。委員会で承認された解釈等に対する改正要望については，速やかに国の担当部署に提出する。

なお，電気用品の保安上の課題が生じ，緊急に検討を行う必要がある場合は，上記の開催計画にかかわらず委員会の開催または書面審議を行う。

2.2　解釈検討第 1 部会（年 3 回程度）

解釈検討第 1 部会は，委員会の参加団体，委員又は他に部会からの依頼により電気用品の安全に係わる事項の調査・研究を行い，必要に応じ，省令又は解釈等の改正要望を検討する。

平成 29（2017）年度から検討している「遠隔操作に関する報告書等の見直し検討タスクフォース」の検討を継続し，2019 年 11 月の調査委員会までに最終報告書としてまとめることを目指す。

また，解釈別表第一～第十一の規程で，新たな解説が必要なものについては，国と調整し解説案を作成する。

2.3　解釈検討第 2 部会（年 3 回程度の開催を予定）

解釈検討第 2 部会は，省令に適合する整合規格の整備のため，表 1 に示す解釈別表第十二への採用を要望する JIS 規格に関する審議行う。平成 31（2019）年度は，以下の JIS 規格等について国の電気用品の技術基準の省令への適合性の確認を行い，JIS 発行後の規格については，国へ採用要望の提出について調査委員会へ上程を予定している。

(1) 小委員会承認後（JIS 発行前）：１６件

(2) JIS 発行後（国への採用提案を予定する）：３０件

2.4　電波雑音部会（年 2 回程度の開催を予定）

電波雑音部会は，必要に応じて電気用品安全法解釈・解説における別表第十の見直し，及びそれらの解釈改正案についての検討を行う。

今年度は平成 30（2018）年 12 月に経産省製安課より依頼があった「PLC*モジュールを内蔵した電気用品の電波雑音に関する基準値の在り方の検討」を引き続き行い、事業者が実施する実証実験の結果を受けて、解釈改正案を作成する。（注*：Power Line Communication 電力線搬送通信）

2.5　事故事例調査部会（年 2 回程度の開催を予定）

事故事例調査部会では，独立行政法人　製品評価技術基盤機構(NITE)で実施している電気用品の事故事例調査結果及び東京消防庁の火災の実態報告書等から，電気用品に係る原因の分析・評価を行う。

分析・評価の結果，抽出された項目で，省令上の対応が必要とされる事例について，解釈検討第 1 部会にその情報を提供する。

2.6　製品・設備毎小委員会

電気用品に係わる IEC 国内委員会に対応する小委員会として，当該 IEC 委員会の活動をフォローして活動状況を報告する。表 2 に製品・設備毎小委員会のリストを示す。

３．その他

省令が平成 25（2013)年 7 月に改正され平成 26（2014）年 1 月から施行され，引き続き大括り化等の検討が国で行われている。また，平成 26（2014）年 1 月 6 日付けで「整合規格の電気用品安全法技術基準への適合性確認のプロセスの明確化」の審議官通達が経産省より公表され，省令の適合する整合規格の提案者の要件が明確化された。

これらの省令改正及び提案者の要件を満足し，調査委員会の効率的な運営のために必要な検討を行う。

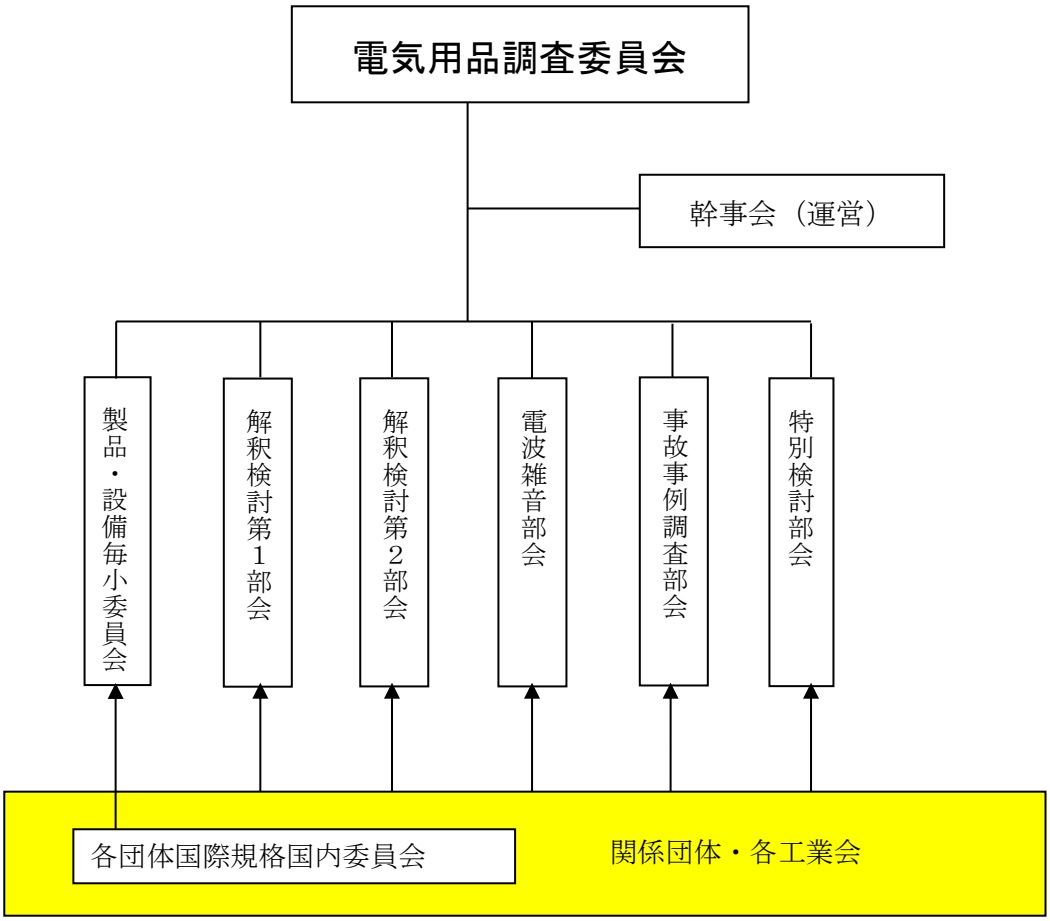

図１　電気用品調査委員会の体制

表１　平成 31 (2019)年度　別表第十二採用 JIS／J 規格等　審議計画（案）

	担当	規格番号(仮)	対応IEC番号	タイトル	制定/改正	H31 (2019)年度原案作成（小委員会承認後の審議）			H31 (2019)年度JIS発行（JIS発行後の審議）		
						7月	11月	2020/3月	7月	11月	2020/3月
1	HAPI	JIS C 9335-2-27	(IEC 60335-2-27)	紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置	改正	○					次年度
2	JBMIA	JIS C 6950-22	(IEC 60950-22)	情報技術機器－屋外に設置する機器	制定					○	
3	JBMIA	JIS C 62368-1	(IEC 62368-1)	オーディオ・ビデオ，情報及び通信技術機器－第1部：安全性要求事項	改正			○			次年度
4	JBMIA	JIS C 62368-3	(IEC 62368-3)	オーディオ・ビデオ，情報及び通信技術機器－第3部：通信ケーブル及び通信ポートを介する直流電力伝送の安全性要求事項	制定			○			次年度
5	JEMA	JIS C 8211	(IEC 60898-1)	住宅及び類似設備用配線用遮断器	改正	○					次年度
6	JEMA	JIS C 8201-1	(IEC 60947-1)	低圧開閉装置及び制御装置－第1部：通則	制定				○		
7	JEMA	JIS C 8201-4-1	(IEC 60947-4-1)	低圧開閉装置及び制御装置-第4-1部；接触器及びモータスタータ；電気機械式接触器及びモータスタータ	制定				○		
8	JEMA	JIS C 8221	(IEC 61008-1)	住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置なし(RCCBs)	改正	○					次年度
9	JEMA	JIS C 8222	(IEC 61009-1)	住宅及び類似設備用漏電遮断器－過電流保護装置付き(RCBOs)	改正	○					次年度
10	JEMA	JIS C XXXXX-X	(IEC 62841-1)	電動式手持ち形，可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第1部：一般要求事項	制定					○	
11	JEMA	JIS C XXXXX-X	(IEC 62841-2-2)	手持形電動工具，可搬形電動工具及び芝生用並びに庭園用電動機械の安全性-第2-2部：手持ち形スクリュードライバ及びインパクトレンチ	制定					○	
12	JEMA	JIS C XXXXX-X	(IEC 62841-2-4)	手持形電動工具，可搬形電動工具及び芝生用並びに庭園用電動機械の安全性-第2-4部：ディスク形以外の手持ち形サンダ及びポリッシャ	制定					○	
13	JEMA	JIS C XXXXX-X	(IEC 62841-2-5)	手持形電動工具，可搬形電動工具及び芝生用並びに庭園用電動機械の安全性-第2-5部：手持形丸のこの個別要求事項	制定						○
14	JEMA	JIS C XXXXX-X	(IEC 62841-2-14)	手持形電動工具，可搬形電動工具及び芝生用並びに庭園用電動機械の安全性-第2-14部：手持形かんなの個別要求事項	制定						○
15	JEMA	JIS C 9335-2-206		電気乾燥機器	改正		○				次年度

表１　平成 31 (2019)年度　別表第十二採用 JIS／J 規格等　審議計画（案）　（続き）

	担当	規格番号(仮)	対応IEC番号	タイトル	制定/改正	H31年度原案作成（小委員会承認後の審議）			H31年度JIS発行（JIS発行後の審議）		
						7月	11月	H32/3月	7月	11月	H32/3月
16	JEMA	JIS C 9335-2-40	(IEC 60335-2-40)	エアコンディショナ及び除湿機	改正		○				次年度
17	JEMA	JIS C XXXX-X	(IEC62841-2-9)	電動式手持ち形，可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第2-9部：タッパの個別要求事項	制定			○			次年度
18	JEMA	JIS C XXXX-X	(IEC62841-2-11)	電動式手持ち形，可搬形工具並びに芝生及び庭園用機械－安全性－第2-11部：ジグソー、レシプロソーの個別要求事項	制定			○			次年度
19	JEMA	JIS C XXXX		その他の電動工具	制定			○			次年度
20	JEMA	JIS C XXXX		小形交流電動機の安全	制定				○		
21	JSA	JIS C 6691	(IEC 60691)	温度ヒューズ－要求事項及び適用の指針	改正						○
22	JSA	JIS C 9335-2-36	(IEC 60335-2-36)	業務用電気レンジ、オーブン、こんろ及びこんろ部	改正						○
23	JSA	JIS C 9335-2-37	(IEC 60335-2-37)	業務用フライヤ	改正						○
24	JSA	JIS C 9335-2-38	(IEC 60335-2-38)	業務用電気グリドル及びグリドルグリル	改正						○
25	JSA	JIS C 9335-2-39	(IEC 60335-2-39)	業務用多目的調理なべ	改正						○
26	JSA	JIS C 9335-2-42	(IEC 60335-2-42)	業務用コンベクション、蒸し器及びスチームコンベクションオーブン	改正						○
27	JSA	JIS C 9335-2-47	(IEC 60335-2-47)	業務用電気煮炊きなべ	改正						○
28	JSA	JIS C 9335-2-48	(IEC 60335-2-48)	業務用グリル及びトースタ	改正						○
29	JSA	JIS C 9335-2-49	(IEC 60335-2-49)	食品及び容器類用保温式業務用電気機器	改正						○
30	JSA	JIS C 9335-2-50	(IEC 60335-2-50)	業務用湯せん器	改正						○
31	JSA	JIS C 9335-2-58	(IEC 60335-2-58)	業務用の電気式食器洗浄機	改正						○

表１　平成 31 (2019)年度　別表第十二採用 JIS／J 規格等　審議計画（案）　（続き）

	担当	規格番号(仮)	対応IEC番号	タイトル	制定/改正	H31年度原案作成（小委員会承認後の審議）			H31年度JIS発行（JIS発行後の審議）		
						7月	11月	H32/3月	7月	11月	H32/3月
32	JSA	JIS C 9335-2-64	(IEC 60335-2-64)	業務用ちゅう(厨)房機器	改正						○
33	JSA	JIS C 9335-2-29	(IEC 60335-2-29)	バッテリチャージャ	改正				○		
34	JSA	JIS C 9335-2-96	(IEC 60335-2-96)	室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子	改正				○		
35	電気設備学会	JIS C 8462-1	(IEC 60670-1)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第1部:一般要求事項	改正				○		
36	電気設備学会	JIS C 8462-31	(IEC 60670-31)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー第31部:電気安全の個別要求事項	改正				○		
37	レストルーム	JIS C 9335-2-84	(IEC 60335-2-84)	トイレ機器	改正				○		
38	電池工業会	JIS C 8712-2	(IEC 62133-2)	ポータブル機器用リチウム二次電池の安全性	制定	○					次年度
39	日配工	JIS C XXXX		ベル用、表示器用及びリモートコントロール用の小型単相変圧器－安全性	制定						○
40	日配工	JIS C 8281-1	(IEC 60669-1)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー第1部:一般要求事項	改正						○
41	日配工	JIS C 8282-2-5	(IEC 60884-2-5)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー第2-5部:アダプタの個別要求事項	改正			○			次年度
42	日冷工	JIS C 9335-2-89	(IEC 60335-2-89)	業務用冷凍冷蔵機器	改正						○
43	縫製工	JIS C 9335-2-28	(IEC 60335-2-28)	ミシン	改正	○					次年度
44	溶接協会	JIS C 9300-1	(IEC 60974-1)	アーク溶接装置－アーク溶接電源	改正	○					次年度
45	溶接協会	JIS C 9300-3	(IEC 60974-3)	アーク起動及びアーク安定化装置	改正	○					次年度
46	陸内協	JIS B 8009-13	(ISO 8528-13)	携帯発電機の安全要求	制定				○		

※1　：「小委員会承認後の審議」とは，担当小委員会にて JIS 原案の審議を終了(承認)した段階(JIS が発行される前の段階)で行う審議のことを示す。

※2　：「JIS 発行後の審議」とは，別表第十二へ採用する予定の JIS が実際に発行された(＝JIS の内容が実際に確定された)段階で行う審議のことを示す。

表 2　製品・設備毎の小委員会リスト

（平成 31(2019)年 2 月　現在）

小委員会名	担当分野	所管団体(事務局)	小委員会名	担当分野	所管団体(事務局)
第 1	用語	(一財)日本規格協会	第 55	巻線	(一社)日本電線工業会
第 2	回転機	(一社)電気学会	第 59	家庭用及びこれに類する電気機器の性能	(一社)日本電機工業会
第 3	情報構造及び要素,識別及びマーキング原則,ドキュメンテーション及び図記号	(一財)日本規格協会	第 61	家庭用電気機器の安全性	(一社)日本電機工業会
第 7	架空電気導体	(一社)日本電線工業会	第 65	工業プロセス計測制御	(一社)日本電気計測器工業会
第 15	絶縁材料	(一社)電気学会	第 72	自動制御装置	(一社)日本電機工業会
第 17-2	低圧開閉装置及び制御装置住宅用遮断機	(一社)日本電機工業会	第 76	レーザ機器の安全性	(一財)光産業技術振興協会
第 17-3	低圧開閉装置及び制御装置組立品	(一社)日本電機工業会	第 77	電磁両立性	(一社)電気学会
第 20	電力ケーブル	(一社)日本電線工業会	第 82	太陽光発電システム	(一社)日本電機工業会
(第 21)	第 21 小委員会関連（リチウムイオン電池）	((一社)電池工業会)	第 85	電磁計測	(一社)電気学会
第 22	パワーエレクトロニクス	(一社)電気学会	第 88	風カタービン	(一社)日本電機工業会
第 23-1	プラグ，コンセント，スイッチ，コネクタ，カプラー，電気エネルギー効率化製品等	(一社)日本配線システム工業会	第 89	耐火性試験	(一財)日本規格協会
第 23-2	電線管システム	(一社)電気設備学会	第 96	1,100V 以下の変圧器，リアクトル，電源ユニット等	(一社)日本電機工業会
第 23-3	機器用スイッチ	(一社)日本電気制御機器工業会	第 101	静電気	(一財)日本電子部品信頼性センター
第 25	量及び単位	(一財)日本規格協会	第 104	環境条件とその分類及び試験方法	(一財)日本規格協会
第 26	電気溶接	(一社)日本溶接協会	第 105	燃料電池技術	(一社)日本電機工業会
第 31	爆発性雰囲気で使用する機器	(一社)日本電機工業会	第 108	オーディオ・ビデオ，情報技術，通信技術分野における電子機器の安全性	(一社)ビジネス機械・情報システム業協会
第 32-2	低圧･ミニチュアヒューズ	(一社)日本電機工業会			
第 34	光源・ランプ，ランプ用口金・受金及びソケット，光源・ランプ制御装置，照明器具	(一社)日本照明工業会	第 112	電気絶縁材料とシステムの評価と認定	(一社)電気学会
			第 116	電動工具の安全性	(一社)日本電機工業会
第 37-2	低電圧サージ防護デバイス(SPD)等	(一社)電子情報技術産業協会	ISO70	携帯発電機	(一社)日本陸用内燃機関協会
第 51	磁性部品及びフェライト材料	(一社)電子情報技術産業協会	※（一社）…一般社団法人，　（一財）…一般財団法人 第 21 小委員会を(第 21)としたのは，一部(リチウムイオン電池)のみが電気用品の対象となるためである。		